那珂市部活動の運営方針
（改訂版）

令和６年３月

那珂市教育委員会

「那珂市部活動の運営方針」改訂の趣旨

○本市における部活動は、令和３年１月に改訂した、「那珂市部活動運営方針」（以下、市運営方針という。）により、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち運営してきたところです。

部活動の取り組み方については、全国的に議論がされており、茨城県では、令和４年５月に茨城県有識者会議で取りまとめた「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言　～地域移行を目指して～　」を踏まえ、令和４年１２月に「茨城県部活動の運営方針」（改訂版）を策定しました。本市においても、県運営方針に則り市運営方針を改訂し、学校部活動が適正に運営され、効率的・効果的に行うことを目指します。

■　本方針は、次の４つの柱をねらいとして策定する。

１　適切な休養を確保するための活動時間・管理の徹底

（１）適切な休養日等の設定
（２）学校単位で参加する大会等の見直し

２　適切な運営のための体制整備

（１）望ましい運営体制の構築
（２）合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
（３）方針・計画・実績の公表と検証

３　生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

（１）スポーツ・文化芸術環境の整備
（２）地域移行の推進等

４　学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

（１）複数顧問制の推進等
（２）部活動外部指導者の活用

○校長は、国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」並びに県運営方針、市運営方針に則り、「学校の部活動に係る運営方針」を改訂し、令和５年４月１日から運用を開始する。
○市教育委員会は、市運営方針に基づく中学校の部活動に関する取組状況について、適切にフォローアップを行う。

■ 1 適切な休養を確保するための活動時間・管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

※活動計画を作成し、実践すること。

ア 活動時間の上限の遵守

○ 1日当たり・1週間当たりの上限 （練習試合や大会等の当日を除く。）

1日当たり		1週間計
平日	休日	
2時間	3時間	11時間

○ 校長及び部顧問は、上限の範囲内で可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない。）を設定すること。

○ 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、校長及び部顧問は、他の休日に休養日を振替えること。

また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。

○ 長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定すること。

イ 朝の活動の原則禁止

○ 朝の活動は行わない。

○ ただし、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要がある場合（陸上、駅伝）には、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。

ウ 休養日の設定

○ 週当たり2日以上の休養日を設けることを基本とする。

平 日	休 日（土・日）	週 計
1日以上	1日以上	2日以上

○ 校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。

ただし、総合体育大会、新人体育大会において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上

で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

○ 校長及び部顧問は、長期休業中においても、上表のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、 1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア　大会参加数の精選

◇ 学校は、各部が参加する大会・試合・コンクール・地域からの要請により参加する地域行事や催し等を把握し、生徒や顧問の負担が過度とならないよう考慮して、参加する大会・試合・コンクール等を精査する必要がある。

○ 校長及び部顧問は、大会参加数について精選し、総合体育大会、新人体育大会を含め、1か月当たり1大会等を目安とする。

○ 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し、適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。

イ　大会参加に係る事前確認・検証

○ 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について確認し、活動計画を学校ホームページ上に公表する。

○ 市教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を調査する中で、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になってないか等について、必要な是正指導を行い、適切な運用を徹底する。

■ 2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

ア　生徒による主体的な企画・運営の導入

○ 校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底する。

○ 校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案、運営、検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

イ　費用負担、部活動の位置づけの見直し

○ PTA会費等から部活動に係る費用を充当している場合、校長は、充当について、全保護者に対し丁寧に説明し理解を求める。

○ 地域移行期においては、地域クラブで活動する生徒が、関係団体への登録費・大会参加費等を重複して納入することがないよう配慮する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア　部顧問対象研修の設定

○ 教育委員会、学校及び各種団体等においては、地域移行を視野に入れながら、特に競技・指導経験がない部顧問に対して、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、生徒に対応する部顧問としての資質の向上を期して、必要な研修の機会を設定する。

○ 校長は、教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。

イ　リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

○ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

○ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト(燃え尽き症候群)することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ　熱中症の防止

○ 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。

その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。特に熱中症警戒アラート発令日や暑さ指数(WBGT)が31以上の場合は、屋内外の活動を原則として行わない。

○ 中体連等や教育委員会及び校長は、高温や多湿時においては、大会や練習試合、日ごろの練習について、延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。

やむを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

エ　事故、体罰、ハラスメントの防止

○ 校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

○ 市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、必要な支援及び是正指導を行う。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア　方針等の策定

○ 市教育委員会は、国の部活動ガイドライン、県運営方針に則り、市運営方針を策定する。

○ 校長は、国の部活動ガイドライン、県運営方針及び市運営方針に則り、毎年度、学校運営方針を策定する。

○ 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出する。

年間の活動計画	平日・休日における活動日・休養日・参加予定大会等
毎月の活動計画	活動日時・場所、休養日、大会参加日時等
毎月の活動実績	

○ 校長は、学校運営方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。

○ 市教育委員会は、学校の活動計画・活動実績の作成・公表に資するため、様式の作成等により校長及び部顧問を支援する。

■ 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) スポーツ・文化芸術環境の整備

ア　誰もが参加できる活動の工夫

○ 校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

(2) 地域移行の推進等

ア　段階的な地域移行

○「部活動地域移行検討委員会(仮称)」を設置し、各学校において、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、地域移行に向けて検討を進めていく。

イ　部活動時間の縮減等

○ 市教育委員会及び校長は、活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。併せて、既存の部活動以外に地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化し、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場を地域等に設定するよう働きかける。

○ 校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

■4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

○ 校長は、生徒及び教員の数、部活動外部指導者等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導を推進する。

(2) 部活動外部指導者の活用

○ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動外部指導者の活用に努める。

また、委嘱に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないことを遵守できる者を選任する。

《参考》 複数顧問制の活用事例

<table>
<tr><td>1日ごとに交代</td><td>
<table>
<tr><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td></tr>
<tr><td>休</td><td>教員A</td><td>教員B</td><td>教員A</td><td>教員B</td><td>教員A</td><td>休</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>平日前後半で交代</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="2">平日</td><td>前半</td><td>後半</td></tr>
<tr><td>教員A</td><td>教員B</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

※校長及び部顧問は、■ 1－(1)「適切な休養日等の設定」で示した休養日の振替を徹底する。

参考通知等

1　スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について
（平成29年12月：日本体育協会）
2　運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン　（平成30年3月：スポーツ庁）
3　運動部活動に参加する条件　（平成30年全国体力・運動能力・運動習慣等調査）
4　学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について　（令和2年9月：スポーツ庁）
5　「地域部活動移行に向けての手引き」の活用について（令和3年11月：県保健体育課）
6　学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言　～地域移行を目指して～
（令和4年5月：県保健体育課・茨城県有識者会議）
7　運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要
（令和4年6月：スポーツ庁検討会議）
8　文化部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要
（令和4年8月：文化庁検討会議）
9　令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究
事集について　（令和4年11月：スポーツ庁・文化庁）
10　令和5年度茨城県中学校体育大会（総体・新人）における地域スポーツ団体等の
大会参加について　（令和4年12月：保健体育課）
11　茨城県部活動の運営方針の改訂について（令和4年12月：保健体育課）
（参考）・部活動活動計画ホームページ公開マニュアル（各種様式）
・部活動運営チェックリスト
・茨城県部活動の運営方針（改訂版）Q&A
12　「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について
（令和5年1月：保健体育課・義務教育課）

参　考

部活動運営チェックリスト

部活動名 ：

確　認　内　容	チェック
■部活動の方針の策定	
・「部活動に係る活動方針」を策定している。	
・「部活動に係る活動方針」を公表している。	
・「部活動に係る活動方針」を保護者へ説明している。	
■指導・運営に係る体制	
・管理職は、生徒や教員の人数を踏まえ、円滑に部活動が実施できるよう、適正な部活動数としている。	
・部活動指導員等を任用している場合、定期的に研修を実施している。	
・年間の活動計画を作成し、管理職に提出している。	
・毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出している。	
・管理職は、活動計画及び活動実績を確認し、指導・是正を行っている。	
・活動計画及び活動実績をホームページ等で公表している。	
・年間を通して、参加する大会を精査している。	
■生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	
・生徒の多様なニーズに応じた、季節ごとのスポーツ活動や、レクリエーション志向の活動を行うことができる部活動を設置している。	
■適切な指導	
・顧問は、「望ましい運動部活動の在り方（四訂版）」（保健体育課：平成31年3月）に則った指導を実施している。	
・顧問は、肉体的、精神的な負荷のかかる厳しい指導と体罰等の許されない指導を区別している。	
・顧問は、休養を適切に取りつつ、短時間で効果的な指導を行っている。	
■適切な休養日の設定	
・週当たり2日以上の休養日を設けている。（平日1日、土日のうち1日）	
・土日に大会に参加した場合は、休養日を他の休日に振り替えている。	
・長期休業中は、ある程度長期の休養期間（1週間程度以上）を設けている。	
・活動時間は、平日2時間、土日祝日は3時間を上限としている。	
■危機管理体制の確立	
・部活動の危機管理マニュアルを作成し、定期的に見直しをしている。	
・練習環境におけるリスクの確認はできている。	
・教職員がAEDをすぐに使えるように研修している。	
・熱中症、アナフィラキシーショック等について理解し、適切な対応ができるよう研修している。	